

福井県立病院陽子線がん治療センターPR動画制作業務委託仕様書

1 業務の名称

福井県立病院陽子線がん治療センターPR動画制作業務

2 業務の目的

動画を視聴した一般の方が陽子線治療についての理解を深め治療への抵抗感を軽減することで、福井県立病院陽子線がん治療センター（以下、当センターという）の利用者増加につなげる。

3 履行期間

契約締結の日から、令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

（1）動画の制作

- ・3分程度の動画を4本以上制作すること。

構成（目安）は、以下のとおり。

①当センターの外観・内観等基本情報、治療機器、陽子線治療の仕組みで1分

②治療部位（前立腺や肺等）、治療方法、費用、治療前後の変化・治療経過等で2分

※①は各動画共通部分とし、②は動画1本あたり1部位とする。

※テロップあり。

- ・台本やナレーション原稿を作成すること。

※当センター所属医師の出演を前提とすること。

※患者役等の配役は提案による。病院スタッフ出演可。

※ナレーションは女性とすること（AI可）

- ・陽子線治療の仕組みや治療内容を説明する簡易的な図解、アニメーションを用いること（高度なCGや3DCGは不要）。

- ・その他、制作に付随する業務（連絡調整、取材、撮影、編集、音声収録等）

（2）動画の広告配信

- ・上記（1）で制作した動画は、県が指定するYouTubeアカウント上で公開し、広告配信を行うこと。
- ・再生回数は各動画1万回程度（計4万回程度）を想定するが、達成できる可能性を考慮した回数を提案すること。
- ・配信期間は提案による。
- ・その他、広告配信に関する詳細な設定（対象者、予算配分等）は、別途県と協議して

決定する。

- ・ 広告配信後、配信結果を報告すること。

5 企画について

- (1) 撮影および編集にあたっては、印象に残るような視覚や感覚に訴求する内容の創意工夫に努めること。
- (2) 受託者は、撮影、編集等の実作業に当たって、県担当者と綿密に打合せを行うこと。
- (3) 事業の適正かつ円滑な推進を図るため、契約締結後、今後の事業計画について県に報告するほか、県担当者の求めに応じて、随時打合せを行うこと。なお、打合せ後は協議した内容をまとめ、打合せ結果を本業務に誠実に反映させること。

6 連絡調整・取材・撮影・編集について

- (1) 本業務に使用する映像は新たに撮影するものとする。
やむを得ず既存の映像を使用する場合は県担当者と協議すること。
- (2) 映像の編集に関してはその内容について、県担当者の確認を受け、修正等の指示があった場合は、その指示に従うこと。
- (3) その他
 - ①動画の使用期間は、原則無期限で使用できるように配慮すること。
 - ②楽曲や音楽などの契約や著作権などが発生する場合には、原則無期限の使用に支障がないようにすること。
なお、次年度以降に契約の更新料などが発生する場合には、受託者の責任において費用負担すること。

7 制作する映像について

- (1) 映像の字幕
聴覚障害者でも理解できるような字幕を付けること。
- (2) 映像の内容
 - ・ ナレーションやテロップを挿入すること。また、映像のイメージに合った BGM および効果音を付けること。医療専門用語など読みにくいテロップの漢字にはルビを付すること。
 - ・ 動画のサムネイル画像も作成すること。サムネイル画像は YouTube に掲載することを想定し、広報画像としても活用できるようなものを作成すること。画像サイズ等は別途調整する場合がある。
- (3) 映像の規格
画角（アスペクト比）を 16：9、画質のクオリティをフルハイビジョン（1920×1080

画素) とすること。

8 納品・公開先および要件

(1) 納品先

福井県健康福祉部健康医療局地域医療課（福井市大手3丁目17-1）

(2) 要件・規格

①YouTube アップロード用フルハイビジョン形式の映像データを DVD メディアに収め納品すること。なお、映像データは、パソコンのほか、スマートフォンやタブレット型端末等のモバイル機器画面においても鮮明に閲覧できるようにすること。また、PC での再生および編集が可能な形式とする。（リエディット可能なマスターデータおよび MPEG-4 形式は必須。）

②動画の制作に使用した写真画像や各シーンの静止画および、動画のサムネイル画像等を DVD メディアに収め納品すること。

※本業務終了後、受託者の瑕疵により成果品に不備が発見された場合は、県担当者の指示により受託者の負担と責任において速やかに補足、修正を行うものとする。

(3) 動画データ納期期日

広告配信前（受託者決定後に正式なスケジュールを協議して詳細を決定する。）

9 その他

(1) 個人情報等の取扱い

①受注者は、業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後においても同様とする。個人情報保護のプライバシーマーク（JIS Q 15001：2017）の付与を受けていると望ましい。

②本事業で入手した個人情報を有する書類などについては、本業務完了後、速やかに廃棄、または消去すること。

③委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。

(2) 情報セキュリティ対策

①受注者は、情報セキュリティ、データのバックアップや障害発生時の復旧等、安全に配慮した管理を行うこと。情報システムマネジメントシステム=ISMS(JIS Q 27001：2023)の認証を受けていると望ましい。

②不正なアクセス等により消失、毀損が生じた場合には、原因を解明し速やかに対策を講ずるとともに県へ報告すること。

③電子媒体によるデータ納品については、ウィルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス等に感染していることにより、県また

は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復、及びその他賠償等について対応すること。

(3) 権利の帰属

- ①本委託業務の実施により生じた契約目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、県へ移転するものとする。
- ②受託者は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、県の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。
- ③本委託業務により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
 - ・受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、県に無償で譲渡するものとする。
 - ・県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変または任意の著作者名で任意に公表することができることとする。
 - ・受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）および第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。
 - ・第三者が保有する著作物の使用についての交渉や処理は受託者が行うこととし、その経費は受託者が負担するものとする。なお、第三者からの異議申し立てや紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

(4) 業務実施体制

管理責任者や担当者等、本業務を適切に実施するために必要なスタッフを配置し、無理なく業務を実施できる業務スケジュールを組むこと。

(5) その他

- ①受注者は、業務の実施に際して常に県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
また、県は、受託者に対して随時、業務の報告を求めることができる。
- ②関係法令を遵守し、コンプライアンスに配慮した運営をすること。
- ③受託者は、委託業務にかかる経理の収支を明らかにするため、これに関する帳簿および証拠書類を整理するものとし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間これを保存すること。
- ④受託者は、本業務を第三者に譲渡または再委託してはならないものとする。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務について再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先を県に提示し、承認を得ること。責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場

合は、受託者の責任において解決すること。

⑤本業務の委託料は、業務完了後、受託者からの請求により支払うものとする。

⑥この仕様書に明記なき事項、その他制作等に関し疑義が生じた場合は、県および受託者双方の協議により進めるものとする。